



宮 崎 県 公 報

平成28年3月31日(木曜日)号外 第16号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 1		○宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境管理課) 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(“) 3		○訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労働政策課) 13
○興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(衛生管理課) 6		○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(“) 14
○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則……………(“) 7		○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則……………(家畜防疫対策課) 14
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則……………(こども家庭課) 7		○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 15
		告 示
		○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(管理課) 17
		○油津港港湾計画の変更の概要……………(港湾課) 18
		○細島港港湾計画の変更の概要……………(“) 18

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

「

2 活動能力の程度

- ア 階段を人並みの速さで上れないが、ゆっくりなら上れる。
- イ 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。
- ウ 人並みの速さで歩くと苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。
- エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
- オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

を

」

「

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平たんな道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平たんな道を歩くのが遅い、あるいは平たんな道を自分に、のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平たんな道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

」

「

4 換気機能 (年 月 日)

- ア 予測肺活量 ml
- イ 1秒量 ml

を

ウ 予測肺活量 1 秒率 $\% (= \frac{I}{A} \times 100)$
 (ア及びウについては、次のモノグラムを使用すること。)

4 換気機能 (年 月 日)

ア 予測肺活量 L (実測肺活量 L)

イ 1 秒量 L (実測努力肺活量 L)

ウ 予測肺活量 1 秒率 $\% (= \frac{I}{A} \times 100)$

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

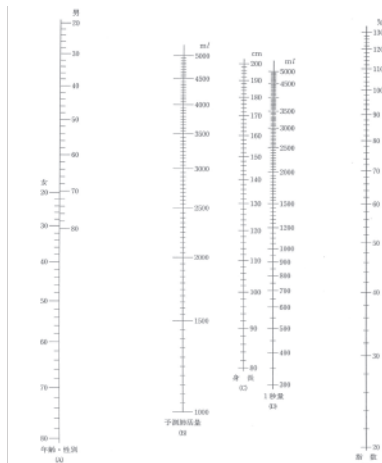
肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は、男性は18歳から91歳まで、女性は18歳から95歳までであり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

に改め、



ノモグラムの使い方

- (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

を削り、

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第11号 (第11条関係)	様式第11号 (第11条関係)

〔略〕

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〔略〕

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(自立支援医療費の支給認定の申請等)	(自立支援医療費の支給認定の申請等)
第9条 法第53条第1項及び第56条第1項の申請は、 <u>自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）</u> （別記様式第8号）によってするものとする。	第9条 法第53条第1項及び第56条第1項の申請は、 <u>自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）</u> （別記様式第8号）によってするものとする。
2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、 <u>政令第1条の2第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）</u> にあつては意見書（別記様式第9号）によるものとし、 <u>同条第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）</u> にあつては診断書（別記様式第10号）又は重度かつ継続に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。	2 省令第35条第2項第1号の医師の意見書又は診断書の様式は、 <u>診断書（精神通院医療）</u> （別記様式第10号）又は重度かつ継続に関する意見書（別記様式第11号）によるものとする。
3 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第52条第1項の支給認定（以下「支給認定」という。）をしたときは法第54条第3項に規定する支給認定障害者等に対し <u>自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）</u> （別記様式第12号）を交付し、支給認定をしないときは当該申請書を提出した者に対し通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。	3 知事は、第1項の申請書の提出があった場合において、法第52条第1項の支給認定（以下「支給認定」という。）をしたときは法第54条第3項に規定する支給認定障害者等に対し <u>自立支援医療受給者証（精神通院医療）</u> （別記様式第12号）を交付し、支給認定をしないときは当該申請書を提出した者に対し通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。
(自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出)	(自立支援医療費の支給認定に係る申請内容の変更の届出)
第10条 政令第32条第1項の規定による届出は、 <u>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（育成医療・精神通院医療）</u> （別記様式第13号）	第10条 政令第32条第1項の規定による届出は、 <u>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書（精神通院医療）</u> （別記様式第14号）

式第14号) によってするものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第11条 法第59条第1項の申請は、育成医療及び政令第1条の2第2号に規定する更生医療 (以下「更生医療」という。) においては指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (別記様式第15号) によって、精神通院医療 においては指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定申請書 (別記様式第16号) によってするものとする。

様式第8号 (第9条関係)

自立支援医療費 (育成医療・精神通院医療) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更)

[略]

備考

- 1 該当する医療の種類及び新規又は変更 (自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合) のいずれかに○をしてください。

2～7 [略]

[略]

によってするものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第11条 法第59条第1項の申請は、政令第1条の2第1号に規定する育成医療 (以下「育成医療」という。) 及び同条第2号に規定する更生医療 (以下「更生医療」という。) においては指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定申請書 (別記様式第15号) によって、同条第3号に規定する精神通院医療 (以下「精神通院医療」という。) においては指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 指定申請書 (別記様式第16号) によってするものとする。

様式第8号 (第9条関係)

自立支援医療費 (精神通院医療) 支給認定申請書 (新規・再認定・変更)

[略]

備考

- 1 新規、再認定又は変更 (自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合) のいずれかに○をしてください。

2～7 [略]

[略]

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第9条関係)

自立支援医療受給者証 (精神通院医療)

公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受 診 者	フリガナ					性別	生年月日		
	氏 名					男 ・ 女	年 月 日		
	フリガナ								
	居 住 地								
	被保険者証の記号及び番号					保険者名			
	重度かつ継続	該 当 ・ 非 該 当							
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ					続柄			
	氏 名								
	フリガナ								
	居住地								
指 定 医 療 機 関 名	病院又は診療所				所在地及び 電話番号				
	薬 局				所在地及び 電話番号				
	訪問介護事業者又は 指定居宅サービス事業者				所在地及び 電話番号				
自己負担上限額	月額		円						
有効期間	年 月 日から			年 月 日まで					
上記のとおり認定する。 年 月 日									
								宮崎県知事	印

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第13号 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>様式第13号 (第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;">教 示</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に限り、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>
<p>様式第14号 (第10条関係)</p> <p>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書 (育成医療・精神通院医療)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>	<p>様式第14号 (第10条関係)</p> <p>自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書 (精神通院医療)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第46号

興行場に関する条例施行規則の一部を改正する規則

興行場に関する条例施行規則（昭和59年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(便所)</p> <p>第7条 条例別表便所の項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 男子用と女子用の便器の数は、原則として同数であること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により男性用又は女性用の便器数の割合は、適宜変えることができる。</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(教示) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを</p>	<p>(便所)</p> <p>第7条 条例別表便所の項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 男性用と女性用の便器の数は、興行場の種類、規模、用途、男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>(教示) この処分に不服があるときは、この処分のあったことを</p>

知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）提起することができる。

知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

（理容師法施行細則の一部改正）

第1条 理容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後		
様式第2号（第3条関係）		様式第2号（第3条関係）		
[略]		[略]		
[略]		[略]		
従事者	[略]	従事者	[略]	
[略]		重複開設する場合	美容所の名称 （既設の場合）	
[略]			美容所の開設予定年月日 （開設予定の場合）	年 月 日
[略]		[略]		

（美容師法施行細則の一部改正）

第2条 美容師法施行細則（平成12年宮崎県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後		
様式第2号（第3条関係）		様式第2号（第3条関係）		
[略]		[略]		
[略]		[略]		
従事者	[略]	従事者	[略]	
[略]		重複開設する場合	理容所の名称 （既設の場合）	
[略]			理容所の開設予定年月日 （開設予定の場合）	年 月 日
[略]		[略]		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の理容師法施行細則及び第2条の規定による改正前の美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県規則第48号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> </div>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> </div>
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>① [略]</p> <p>② 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算さ</p> </div>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>① [略]</p> <p>② 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算さ</p> </div>

れた所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

れた所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

別記

様式第1号（第3条関係）

[略]
(注) 1 [略]
2 この負担金の額の決定に不服があるときは、この通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に対して審査請求ができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、前記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第1号（第3条関係）

[略]
(注) 1 [略]
2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記2の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第49号

宮崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県環境影響評価条例施行規則（平成12年宮崎県規則第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 法との関係 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続</p> <p>第7章 法との関係</p> <p>（法の対象事業）</p> <p>第59条 第25条から第32条まで、<u>第45条から第47条までの規定は、</u>条例第39条第1項の規定により条例第10条第4項及び第5項、第19条第1項及び第2項、第20条第4項及び第5項並びに第31条から第33条までの規定を法第2条第4項に規定する対象事業について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">事業の種類</th> <th style="text-align: center;">事業の要件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例別表2の項に掲げる事業の種類</td> <td>(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない</td> </tr> </table>	事業の種類	事業の要件	[略]		2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条の2）</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 <u>環境影響評価法</u>との関係 [略]</p> <p>第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>（条例別表19の項の規則で定める事業の種類）</u></p> <p>第3条の2 <u>条例別表19の項の規則で定める事業の種類は、土地の造成を伴う事業（同表1の項から18の項までに掲げる事業に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p>第2章 環境影響評価に関する手続</p> <p>第7章 <u>環境影響評価法</u>との関係</p> <p>（<u>環境影響評価法</u>の対象事業）</p> <p>第59条 第25条から第32条まで<u>及び</u>第45条から第47条までの規定は、<u>条例第39条第1項の規定により条例第10条第4項及び第5項、第19条第1項及び第2項、第20条第4項及び第5項並びに第31条から第33条までの規定を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業について準用する場合について準用する。</u>この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">事業の種類</th> <th style="text-align: center;">事業の要件</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例別表2の項に掲げる事業の種類</td> <td>(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない</td> </tr> </table>	事業の種類	事業の要件	[略]		2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない
事業の種類	事業の要件												
[略]													
2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない												
事業の種類	事業の要件												
[略]													
2 条例別表2の項に掲げる事業の種類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がない												

	<p>ダムにあっては、同条第 1 号の常時満水位)における貯水池の区域の面積が 50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第 170号)第 2 条第 1 項第10号の電気事業者(以下単に「<u>電気事業者</u>」という。))又は同項第11号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(以下「<u>卸供給事業者</u>」という。))であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p> <p>(2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。))における湛水区域の面積(以下「<u>湛水面積</u>」という。))が50ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>電気事業者</u>又は<u>卸供給事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>電気事業者</u>又は<u>卸供給事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p>	<p>ダムにあっては、同条第 1 号の常時満水位)における貯水池の区域の面積が 50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第 170号)第 2 条第 1 項第15号の発電事業者(以下単に「<u>発電事業者</u>」という。))であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p> <p>(2) 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。))における湛水区域の面積(以下「<u>湛水面積</u>」という。))が50ヘクタール以上である堰の新築の事業(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>発電事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p> <p>(3) 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業(当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が 2 以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する<u>発電事業者</u>であるもの(当該水力発電所の出力が 1 万 5,000 キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。))</p>
--	---	---

	。) [略]		[略]
[略]		[略]	
5 条例別表 5 の項に掲げる事業の種類	(1) 出力が1万 5,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） (2) 出力が1万 5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） [略]	5 条例別表 5 の項に掲げる事業の種類	(1) 出力が1万 5,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） (2) 出力が1万 5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） [略]
[略]		[略]	
18 [略]		18 [略]	
		19 土地の造成を伴う事業（第3条の2に規定する土地の造成を伴う事業に限る。以下この項において同じ。）	施行区域の面積が50ヘクタール以上の土地の造成を伴う事業（森林法による森林の造成の事業に該当するものを除く。）
別表第2（第34条関係）		別表第2（第34条関係）	
事業の種類	事業の諸元	事業の種類	事業の諸元
[略]		[略]	
23 [略]	手続を経ることを要しない修正の要件	23 [略]	手続を経ることを要しない修正の要件
		24 別表第1の19の項に該当する対象事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
別表第3（第42条関係）		別表第3（第42条関係）	
事業の種類	事業の諸元	事業の種類	事業の諸元
[略]		[略]	
	手続を経ることを要しない変更の要件		手続を経ることを要しない変更の要件

23 [略]

23 [略]		
24 別表第1 の19の項に 該当する対 象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分 の面積が変更前の施行区域 の面積の10パーセント未満 であり、かつ、10ヘクター 未満であること。
	土地の利用計画 における工業の 用、商業の用、 住宅の用又はそ 他の利用目的 ごとの土地の面 積	土地の利用計画における工 業の用の土地の面積が変更 前の当該土地の面積の20パ ーセント以上増加せず、又 は5ヘクター以上増加し ないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定は公布の日から、別表第1の2の項及び5の項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）第2条第2項に規定する対象事業となる事業であって次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくはこの規則による改正後の宮崎県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第42条第1項若しくは第2項の規定による変更のみをして実施されるものに限る。）については、改正後の規則第3条の2及び別表第1の19の項の規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項の規定による許可がなされた事業
- (2) 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の規定による認定がなされた事業
- (3) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第50号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日）</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）附則第2項に定める日（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）附則第2項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日）</p>

までとする。
 (1)～(3) [略]
 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年法律第45号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)
 (5)～(16) [略]
 2～4 [略]

までとする。
 (1)～(3) [略]
 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校及び特別支援学校(同法第76条第1項の中学部及び同条第2項の高等部を除く。))を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)
 (5)～(16) [略]
 2～4 [略]

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第51号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第2条関係) [略]					別表第1(第2条関係) [略]				
訓練科	訓練の対象	教科	訓練期間及	設備	訓練科	訓練の対象	教科	訓練期間及	設備
訓練系	専攻科	となる技能及びこれに関する知識の範囲	び訓練時間(単位は時間とする。)	種別名称	訓練系	専攻科	となる技能及びこれに関する知識の範囲	び訓練時間(単位は時間とする。)	種別名称
[略]					[略]				
2	[略]	1 系基礎	390		2	[略]	1 系基礎	<u>380</u>	
電力系	[略]	(1) 学科			電力系	[略]	(1) 学科		
[略]					[略]				

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第52号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年宮崎県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 知事は、法第4条の2第5項、第5条第1項、第6条第1	第2条 知事は、法第4条の2第5項、第5条第1項、第6条第1

<p>項又は第30条第1項の規定による家畜の検査、注射、薬浴又は投薬の実施について、当該措置を受けるべき家畜の所有者に周知させるための措置を講ずるものとする。</p> <p>第3条 法第24条但書の規定により、許可を受けようとする者は、発掘許可申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第4条 知事は法第32条第1項の規定により、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の指定区域内での移動、県内への移入、又は県外への移出を禁止し、又は制限する。</p> <p>第5条 知事は法第33条の規定により、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限する。</p> <p>第6条 知事は法第34条の規定により、一定種類の放牧、種付又はふ卵を停止し、又は制限する。</p> <p>第8条 法第50条の規定により、許可を受けようとする者は使用許可申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。</p>	<p>項又は第31条第1項の規定による家畜の検査、注射、薬浴又は投薬の実施について、当該措置を受けるべき家畜の所有者に周知させるための措置を講ずるものとする。</p> <p>第3条 法第24条ただし書の規定により、許可を受けようとする者は、発掘許可申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>第4条 知事は、法第32条第1項の規定により、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の指定区域内での移動、県内への移入又は県外への移出を禁止し、又は制限する。</p> <p>第5条 知事は、法第33条の規定により、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと畜場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限する。</p> <p>第6条 知事は、法第34条の規定により、一定種類の家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限する。</p> <p>第8条 法第50条の規定により、許可を受けようとする者は、使用許可申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第53号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和48年宮崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(二級建築士又は木造建築士の住所等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(二級建築士又は木造建築士の住所等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(名簿の閲覧)</u></p> <p>第7条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供する場所（以下「名簿閲覧所」という。）は、県土整備部建築住宅課とする。</p> <p>2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があるときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。</p> <p>4 名簿を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所以外の場所に移動してはならない。</p> <p>6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。</p>
<p><u>(名簿の閲覧)</u></p> <p>第10条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するための閲覧所（以下「名簿閲覧所」という。）の場所は、県土整備部建築住宅課とする。</p> <p>2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎</p>	<p><u>(名簿の閲覧)</u></p> <p>第10条の2 法第6条第2項の規定により名簿を一般の閲覧に供するための閲覧所（以下「名簿閲覧所」という。）の場所は、県土整備部建築住宅課とする。</p> <p>2 名簿の閲覧時間は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎</p>

県条例第22号) 第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿の整理その他必要があるときには、臨時に名簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。

4 名簿を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧者の住所、氏名及び閲覧理由を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

5 閲覧者は、名簿を名簿閲覧所の場所以外の場所に移動してはならない。

6 知事は、前2項の規定に違反する者、係員の指示に従わない者又は名簿を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(指定の申請)

第11条 法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(受験の申込み)

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(指定の申請)

第17条の2 法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(登録簿等の閲覧)

第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供するための閲覧所(以下「登録簿等閲覧所」という。)の場所は、県土整備部建築住宅課とする。

2・3 [略]

4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」という。)は、登録簿等閲覧者の住所、氏名及び閲覧理由を記載した書面を、知事に提出しなければならない。

5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所の場所以外の場所に移動してはならない。

6 [略]

(書類の経由)

(指定登録機関の指定の申請)

第11条 法第10条の20第2項の規定により申請をしようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(名称等の変更の届出)

第11条の2 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(受験の申込み)

第15条 二級建築士試験又は木造建築士試験(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。))が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記様式第8又は別記様式第8の2による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(指定試験機関の指定の申請)

第17条の2 法第15条の6第2項の規定により申請をしようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(登録簿等の閲覧)

第18条の2 法第23条の9の規定により登録簿等を一般の閲覧に供する場所(以下「登録簿等閲覧所」という。)は、県土整備部建築住宅課とする。

2・3 [略]

4 登録簿等を閲覧しようとする者(以下「登録簿等閲覧者」という。)は、登録簿等閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

5 登録簿等閲覧者は、登録簿等を登録簿等閲覧所以外の場所に移動してはならない。

6 [略]

(書類の経由)

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定登録機関、法第10条の20第2項に規定する指定を受けようとする者、指定試験機関及び法第15条の6第2項に規定する指定を受けようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

様式第8(第15条関係)

[略]

注 1～3 [略]

4 学歴欄は、小学校以後の学歴を記入すること。

5 [略]

様式第8の2(第15条関係)

[略]

注 1～3 [略]

4 学歴欄は、小学校以後の学歴を記入すること。

5 [略]

第20条 法、省令又はこの規則の規定により知事に書類を提出する者(法第5条の2第1項又は第3項の規定により届出を行う者、指定登録機関、法第10条の20第2項の規定により申請をしようとする者、指定試験機関及び法第15条の6第2項の規定により申請をしようとする者を除く。)は、その者の住所地(省令第5号書式及び第6号書式並びに別記様式第10に係る書類にあっては、その者の建築士事務所の所在地)を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁の長を経由してしなければならない。

様式第8(第15条関係)

[略]

注 1～3 [略]

4 学歴欄は、中学校入学以後の学歴を記入すること。

5 [略]

様式第8の2(第15条関係)

[略]

注 1～3 [略]

4 学歴欄は、中学校入学以後の学歴を記入すること。

5 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成28年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第245号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 建築設計業者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けている者をいう。 (7)～(12) [略] (13) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する設計等の業務をいう。 (14) [略] (入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア～オ [略] カ [略] (2) [略]	(定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 建築設計業者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けている者又は同法第2条第5項に規定する建築設備士若しくはその者を使用する者をいう。 (7)～(12) [略] (13) 建築設計業務 建築士法第23条第1項に規定する設計等の業務又は同法第2条第7項に規定する設備設計に関する業務をいう。 (14) [略] (入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア～オ [略] カ <u>雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する事業を行う者であって、雇用保険に未加入のもの</u> キ [略] (2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の規定によりされている手続その他の行為は、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の相当規定によりされたものとみなす。

宮崎県告示第 246号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 1 項の規定により定めた油津港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年3月31日

油津港港湾管理者 宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成19年宮崎県告示第1045号によりその概要を告示した油津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(5) 港湾環境整備施設計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）
堀 川	4

変更後

地区名	面積（ヘクタール）
堀 川	3

(6) 土地造成及び土地利用計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用途
堀 川	4	緑地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用途
堀 川	3	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 宮崎県県土整備部港湾課
日南市油津 4 丁目12番地16 宮崎県油津港湾事務所

宮崎県告示第 247号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 1 項の規定により定めた細島港港湾計画を次のとおり変更した。

平成28年3月31日

細島港港湾管理者 宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成 9 年宮崎県告示第 847号によりその概要を告示した細島港港湾計画について、平成40年代前半における取扱貨物量を 480万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

ア 航路

地区名	名称	水深（メートル）	幅員（メートル）
外 港	外港航路	17	350

イ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
工業港	15	34
白 浜	10	1

ウ 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
工業港	15	3

白 浜	10	1
-----	----	---

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名 称	延長（メートル）
外 港	北沖防波堤	600

(3) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は 専用の別	水 深 (メートル)	バース数 又は延長	用途
工業港	公共用	15	1 バース	一般船用
〃	公共用	10	1 バース	RORO船用
〃	公共用	10	1 バース	RORO船用
白 浜	公共用	10	1 バース	一般船用
〃	専用	5.5	1 バース	一般船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

名称	起 点	終点	車線数
源氏山線	工業港地区公共埠頭	県道15号	2

(5) 廃棄物処理計画

廃棄物埋立護岸

地区名	廃 棄 物		海面処分・活用 地の面積（ヘクタ ール）
	種類	量（万立方メー トル）	
工業港	浚渫土砂、 陸上残土等	188	25

(6) 港湾環境整備施設計画

ア 緑地

地区名	面積（ヘクタール）
白 浜	1
商業港	7
〃	2

イ 海浜

地区名	延長（メートル）
商業港	400

(7) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	7	埠頭用地
〃	25	工業用地
〃	1	交通機能用地
白 浜	1	工業用地

イ 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	19	埠頭用地
〃	12	港湾関連用地
〃	185	工業用地
〃	2	交通機能用地
〃	2	緑地
白 浜	34	埠頭用地

〃	1	港湾関連用地
〃	21	工業用地
〃	6	交通機能用地
〃	6	危険物取扱施設用地
〃	1	緑地
商業港	7	埠頭用地
〃	2	交通機能用地
〃	12	緑地

(8) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
商業港	防波堤及び小型栈橋
〃	既定計画（防波堤、物揚場及び埠頭用地）を削除する。

イ 大規模地震対策施設

(ア) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	水深（メートル）	バース数
白 浜	7.5	1

地区名	面積（ヘクタール）	用途
白 浜	1	埠頭用地
〃	1	緑地

道路名	起 点	終 点	車線数
竹島線	白浜地区公共埠頭	臨港道路白浜線	2
白浜線	白浜地区公共埠頭	県道15号	4

(イ) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	水深（メートル）	バース数
白 浜	10	1
〃	13	1

道路名	起 点	終 点	車線数
白浜線	白浜地区公共埠頭	県道15号	4

ウ 物資補給等のための施設

地区名	水深（メートル）	バース数
工業港	10	1
〃	7.5	1
白 浜	5.5	1
商業港	7.5	2
〃	4.5	9
〃	4.5	3

エ 開発空間の留保

外港地区及び工業港地区の一部は将来の開発空間として留保する。

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課

日向市大字日知屋字新開 17371番地の2 宮崎県北部港湾事務所

--	--